

情報コーナー

県などの情報をお知らせします

新型コロナウイルス感染症対策のため、広報に掲載されているイベントなどの開催について変更される場合があります。また、施設の利用について、臨時に閉館などを実施することがあります。最新の情報は、各問合せ先にお問い合わせください。

お知らせ 年金保険料の免除制度

国民年金の保険料を納めることが困難な方に免除又は猶予制度があります。保険料が未納のままだと、老後の年金や、障害年金等の受給資格が得られない場合があります。

納付に困ったら、お早めにご相談ください。

●各種制度を利用するためには申請が必要です

令和3年度分の免除申請は7月から受付します。過年度分については、申請日から2年1か月遡って申請することができます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方向けの免除申請の免除対象期間は、令和2年2月分からです。

①申請免除

本人・配偶者・世帯主の所得に応じて全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除ができます。

②納付猶予

50歳未満の本人と配偶者の所得が一定以下の方は、保険料の納付を猶予できます。

③学生納付特例

本人の所得が一定以下の学生は、在学期間中の保険料の納付を猶予できます。

●免除・猶予・特例は未納より有利です

免除等を申請した期間が承認されれば、年金を受給するための資格期間に反映されます。なお、免除が承認された期間も、減額はあるものの老齢基礎年金にも反映されます。

●免除や猶予が承認された方は追納をおすすめします

生活にゆとりができた場合、10年以内なら、追納することによって老齢基礎年金を満額に近づけることができます。ただし、追納額は当時の保険料に一定の加算割合が追加されます。

●申請に必要なもの

- ・マイナンバーが確認できる書類
- ・(マイナンバーカード・通知カード等)
- ・本人確認書類
- ・離職票等の写し
- ・(失業等により免除申請される方)
- ・在学証明書又は学生証
- ・(学生納付特例制度の申請をされる方)

※新型コロナウイルス感染症の影響によ

り収入が減少した方は、窓口で所得の申告書の記入が必要です。

※本人以外が申請される場合は委任状のほかに、代理人の本人確認書類が必要になります。

▼問合せ 名古屋西年金事務所

☎052・524・6855

町住民課 年金係 ☎28・0966

お知らせ 無戸籍者解消の相談窓口

法務局では、事情があつて子どもを出産届を出していないなど日本国民であるにもかかわらず戸籍に記載されていない方について、戸籍に記載するための相談を行っています。

相談は無料で秘密は厳守します。

▼問合せ 名古屋法務局民事行政部戸籍課

☎052・952・8072

(午前9時～午後5時 土日祝日除く)

お知らせ 消費生活相談

町では、毎月2回、消費生活相談員による消費生活相談を行っています。商品やサービスの購入によるトラブル、悪質商法や不当請求による被害、多重債務問題についての相談をお受けします。

消費生活相談の日程は、11ページでご確認ください。

○相談の例

- ・フリマアプリで商品を購入したら、商品画像と違うものが送られてきた
- ・インターネットで買い物をしたが、商品が届かない

▼問合せ 町まちづくり推進課まちづくり推進係 ☎28・0944

消費者トラブル 電気の契約切り替えは慎重に

消費生活相談窓口では、電気の契約に関する相談が急増しています。

事業者から電話や来訪があり、「契約先を変更すると、電気料金が安くなる。」などと勧誘されるケースが多くみられます。「地域やマンション全体で契約先を変更している。」「電気とガスの契約を一本化しなければならぬ。」などと云って、契約先の変更を促すこともあります。

事業者は、勧誘の際にプラン及び料金の算定方法について説明を行う義務があります。契約内容や料金の割引期間等の契約条件をよく説明してもらい、メリット・デメリットを把握した上で契約してください。また、顧客番号や供給地点特定番号などの検針票の記載情報は、重要な個人情報です。事業者に聞かれても、すぐに教えないようにしてください。

不審に思った場合、トラブルにあった場合は、消費生活相談窓口早めに相談してください。

▼問合せ 県消費生活総合センター

☎052・962・0999

消費者ホットライン

☎(局番なし) 188